

3-12 共同研究の際の注意点

技術者・研究者の方は、他の会社や研究機関の方または大学の先生などと協力して技術開発を行う場合があります。この場合、通常、特許出願人は2者以上になり、共同出願になります。そして、このような共同出願について特許権が得られた場合、それは共有の特許権となります。このような共同出願や共有の特許権にはいろいろな制約がありますので注意が必要です。

● 共同研究した場合、出願人は1人でもよい？

会社に所属している技術者・研究者の方が発明した場合、その技術者・研究者が発明者となり、その技術者・研究者が所属している会社が特許出願人となる場合がほとんどです。したがって、たとえば会社Aと会社Bの2社の共同で技術開発を行った場合、会社Aに所属する発明者aと会社Bに所属する発明者bが発明者となり、会社Aと会社Bが特許出願人となるのが通常です（1-2節参照）。

まず、2社で技術開発した場合、基本的には2社を特許出願人にしなければなりません。たとえば会社Aが会社Bを無視して勝手に出願することはできません。仮に勝手に出願しても特許権をとることはできません（☞50）。これはその発明について特許出願を行う権利（専門用語で**特許を受ける権利**といいます）が会社Aにも会社Bにもあるからです（☞51）。

ただし、絶対に2社を特許出願人にしなければならないというわけではありません。たとえば、会社Bが有している特許を受ける権利を会社Aが譲り受けることができれば、会社Aのみを特許出願人として特許出願することができます。実際に、共同で開発した発明について単独で特許出願する場合は、会社Aは会社Bから「特許を受ける権利の譲渡証書」をもらうとよいでしょう。

なお、このように会社Aのみが特許出願人となる場合であっても、発明者は発明者aと発明者bになります。

また、上記のように特許出願という行為は、原則として会社Aと会社Bの共同で行わなければならないのですが、法律上、特許出願した後の補正書や意見書の提出は共同で行わなくてもよいことになっています。もちろん、会社Bに何もいわない

で会社Aが勝手に補正書や意見書を提出したら、会社Bの会社Aへの信用はなくなってしまいますので、そのようなことは行わないと思いますが、法律上は、そのように単独で行ってもよいことになっています。もし心配であれば、共同出願した際に、補正書や意見書を勝手に提出してはいけない旨の契約を会社Aと会社Bの間で結んでおいた方がよいかもしれません。

● 特許権が発生した後の注意点

会社Aと会社Bの2社を特許出願人として出願したものについて特許がとれると、その特許権は会社Aと会社Bの**共有**となります。

ここで重要なことは、一方の会社が下請け会社などにライセンスしたり、特許品の製造販売をさせたりしようとした場合、他方の会社の同意が必要となる点です（☞52）。たとえば会社Aがグループ会社Cにその発明を利用して製品を製造させようとした場合、会社Bの承諾が必要になるわけです。承諾なしに会社Cがその製品を製造したら、特許権を侵害しているとして会社Bは会社Cを訴えることができます。

なお、全く無関係の会社Dが特許品を製造販売していた場合、会社Aと会社Bは、通常、共同で会社Dを訴えますが、お互いを無視して勝手に会社Dを訴えることもできます。たとえば、何らかの事情で会社Aが会社Dを訴えたくないとしても、それを無視して会社Bは会社Dを訴えることができます。

このように共同で出願した場合および共有の特許権を得た場合は、手続の種類によって共同で行わなければならないか、勝手に行ってもよいか、非常に複雑になります。したがって、必要に応じてできれば専門家に確認したほうがよいと思います。

共同出願と共有の特許権（3-12）

特許出願	原則、共同で行う。
意見書・補正書	単独可
特許発明の実施	同意は不要
ライセンス	同意が必要（ただし一機関の場合は不要）
権利行使	単独可